

# 農業分野特定技能活用促進事業公募要領

## 1 目的

本県における特定技能外国人の活用促進を図るため、派遣形態の特定技能外国人を初めて雇用し、その活用にモデル的に取り組む農業者等を支援する。

## 2 事業実施主体

本事業の実施主体は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 認定農業者、農業法人又は農業協同組合等
- (2) 鹿児島県内に事業所を置く者
- (3) 鹿児島県内の事業所において、派遣特定技能を初めて雇用する者で、具体的な雇用計画（派遣会社との雇用契約期間が2か月以上）があること。
- (4) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。

## 3 内容

本事業は、派遣特定技能の雇用促進に向けた取組に要する経費を助成するものであり、次に掲げる事業内容を実施する。なお、(1)の取組は必須とする。

- (1) 派遣特定技能の前任地（国内）からの円滑な移動に資する取組  
派遣特定技能を受入れる際に事業実施主体が負担する派遣特定技能の前任地（国内）からの移動費（旅費）
- (2) 派遣特定技能の住居の確保または整備に資する取組
  - ア 住居の確保（住居等の賃借料）
  - イ 住居の整備（住居の修繕に要する費用）

## 4 助成金額

事業実施に要する経費の1/2以内（上限200千円 ※定額助成）

## 5 補助対象経費

本事業の実施に要する経費は、次の表のとおりとする。

ただし、旅費に限り当該年度の4月1日以降の移動に要した費用を補助対象とする。

区分	内容
旅費	派遣特定技能の前任地（国内）からの移動費（旅費）
賃借料	住居や附帯する機械・器具の賃借料（派遣特定技能から徴収する金額を除く） ※敷金、礼金、事務手数料等は対象外 ※派遣特定技能が滞在する期間分に限る
備品費	住居の修繕に要する機械・器具、資材等の購入費等
需用費	住居の修繕に要する消耗品費等
その他	知事が特に必要と認める経費

## 6 提出方法

### (1) 提出書類

- ア 事業実施計画の承認申請書（実施要領：別記第1号様式）
- イ 事業実施計画書（実施要領：別記第2号様式）

ウ 収支予算書

エ 添付書類

- (ア) (認定農業者の場合) 農業経営改善計画認定書の写し
- (イ) (農業法人、農業協同組合等の場合) 定款、規約等
- (ウ) (暴力団排除に関する) 誓約書 (HPに参考様式を掲載)
- (エ) 消費税課税事業者届出書 (HPに参考様式を掲載)
- (オ) 派遣特定技能の受入れに関する派遣会社との契約書 (見積書) の写し
- (カ) 派遣特定技能の前任地 (国内) からの移動費 (旅費) を確認できる書類
- (キ) 派遣特定技能が住む住居の家賃が確認できる書類
- (ク) 派遣特定技能から徴収する家賃等が確認できる書類
- (ケ) 賃貸借契約書の写し
- (コ) 見積書、機械・器具、資材等のカタログ
- (サ) 機械等の規模決定及び事業費積算基礎
- (シ) その他参考となる資料

## (2) 公募期間

令和8年4月1日(水)～予算額に達するまで。

## (3) 提出先

名称	所在地	電話番号	対象市町村
鹿児島地域振興局農政普及課	鹿児島市小川町 3-56	099-805-7271	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、鹿児島郡
南薩地域振興局農政普及課	南さつま市加世田東本町 8-13	0993-52-1344	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
北薩地域振興局農政普及課	薩摩川内市神田町 1-22	0996-25-5530	阿久根市、出水市、薩摩川内市、薩摩郡、出水郡
始良・伊佐地域振興局農政普及課	始良市加治木町諏訪町 12	0995-63-8146	霧島市、伊佐市、始良市、始良郡
大隅地域振興局農政普及課	鹿屋市打馬二丁目 16-6	0994-52-2140	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡、肝属郡
熊毛支庁農政普及課	西之表市西之表 7590	0997-22-0044	西之表市、熊毛郡
大島支庁農政普及課	奄美市名瀬永田町 17-3	0997-57-7265	奄美市、大島郡

## 7 審査方法

### (1) 審査

別添「審査基準」により取組内容の妥当性を事業実施計画書毎に審査する。

なお、補助対象外と認められる経費等については、必要に応じて申請者に聞き取りを行い補正を求める場合がある。

また、以下の場合は、計画書の内容にかかわらず不承認とする。

- ア 申請書類に不備、不足がある場合
- イ 当該事業の目的に適合しない場合
- ウ 計画書の内容に虚偽があると認められる場合

## (2) 結果

審査結果は、事業実施計画書を提出したすべての者にその旨を通知する。

## (3) その他

- ア 申請者が、国・県等の他補助金の交付を重複して受ける場合は、審査の対象から除外、又は採択の決定を取り消すこととする。
- イ 提出書類は、理由のいかんに関わらず返却しない。
- ウ 提出等に要する費用は、応募者の負担とする。

## 8 問合せ先

### (1) 提出書類の内容等に関する問合せ

「6 (3) 提出先」に示した振興局及び支庁担当者

### (2) 事業全般に関する問合せ

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1  
鹿児島県農政部経営技術課（担当：松木田、矢野）  
TEL：099-286-3152  
FAX：099-286-5593

## 9 スケジュール（予定）

時期	内容	備考
申請書提出から交付決定まではおおよそ3週間程度	申請書提出（事業実施主体→県）	6(1)参照
	事業実施計画の承認（県→事業実施主体）	
	交付申請（事業実施主体→県）	
	交付決定（県→事業実施主体）	

## 10 その他

- (1) 提出書類の作成に当たっては、「農業分野特定技能活用促進事業実施要領」を確認すること。
- (2) 事業計画書の「事業完了（予定）年月日」は、助成金の支払い時期も鑑みて、出来るかぎり、実態に沿った記載とすること。

(別添)

### 農業分野特定技能活用促進事業に係る審査基準

審査基準	評価項目	ポイント
有効性 (30点)	課題解決に繋がる、適切な取組内容となっているか。	0～10
	目標達成に寄与する取組内容となっているか。	0～10
	取組内容は、費用に対して十分な効果が期待されるか。	0～5
	十分な取組の成果(期待される成果)が得られるか。	0～5
実現可能性 (10点)	事業を遂行するための実施体制を有しているか。	0～5
	目標達成に向けた、具体的なスケジュールか。	0～5
公益性 (10点)	申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。	0～5
	波及効果が期待される取組となっているか。	0～5
合 計		50